

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会 定款

	平成 5年 3月 22日	認 可
全部改正	平成 13年 9月 4日	認 可
一部改正	平成 15年 6月 1日	認 可
一部改正	平成 19年 3月 8日	認 可
一部改正	平成 19年 6月 13日	認 可
一部改正	平成 28年 4月 19日	認 可
一部改正	平成 29年 2月 24日	認 可
一部訂正	平成 29年 7月 19日	認 可
一部改正	令和 4年 4月 14日	認 可

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「本会」という。)は、地域住民の参加を促進し、横浜市神奈川区における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡および調整の事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業を含む。)
- (10) 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の受託運営
- (11) その他本会の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、横浜市神奈川区反町一丁目8番4に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に、評議員 23 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。推薦の提案は、評議員会において別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第 40 条第4項及び第5項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第6項第1号に規定するものをいう。以下に同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には、評議員会において別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。ただし、次の第4号、第6号、第9号及び第11号については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益を目的とする事業に関する重要な事項の承認
- (12) 合併
- (13) 解散

- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

- 第 16 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第 18 条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任に関する規程は、評議員会において別に定める。

3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 20 条 社会福祉法第 44 条第6項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 社会福祉法第 44 条第7項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会の承認を受けなければならない。

- 5 第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、本会の理事又は職員にその職務を委任することができる。
- 6 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会長、副会長の任期は、理事としての在任期間とする。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 役員報酬等は、これを支弁しない。ただし、役員には、評議員会において別に定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第 26 条 本会に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第 33 条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会、分科会及び委員会

(部会及び委員会)

第 34 条 本会に部会、分科会及び委員会を置く。

- 2 部会、及び委員会は、各福祉分野における事業、活動の推進、連絡・協議、行政等への施策提案等のほか、専門的事項について、本会の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 分科会は、本会の基礎的な活動の場として部会活動の活発化及び部会運営に必要な特定課題を審議する。
- 4 部会、分科会及び委員会に関する規程は、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 35 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 本会に、事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第 36 条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、現金 3,000,000 円とする。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 37 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けて、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 39 条 本会は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 42 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 43 条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、評議員会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 45 条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第11章 公益を目的とする事業

(種別)

第 46 条 本会は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1)生活支援体制整備事業の実施

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 47 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第12章 解散及び合併

(解散)

第 48 条 本会は、社会福祉法第 46 条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第 46 条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、評議員会の決議により、横浜市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 50 条 合併しようとするときは、評議員会の決議により横浜市長の認可を受けなければならない。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議により、横浜市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第14章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、本会の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長(理事)	吉 江 健 吉
副会長(理事)	田 中 政 一
副会長(理事)	中 澤 壽 夫
理 事	菱 川 馨
理 事	須 藤 照 彦
理 事	山 下 喜 太 郎
理 事	渡 邊 和 彦
理 事	山 本 キミコ
理 事	大 西 基 之
理 事	高 木 保 夫
理 事	百 武 久 子
理 事	神 戸 悟
理 事	平 本 敬 蔵
理 事	武 田 攻
理 事	清 家 育 郎
監 事	金 森 和 宏
監 事	吉 村 音 次
監 事	澤 地 民 雄

(施行期日)

1 この定款は、平成 5年 3月22日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成 6年10月11日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成10年 5月12日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成11年 5月12日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成13年 9月 4日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成15年 6月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成19年 3月 8日から施行する。

ただし、第6条第1項(1)及び第14条第2項については
平成19年4月13日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成19年 6月13日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成28年 4月19日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、平成29年 7月19日から施行する。

(施行期日)

1 この定款は、令和 4年 4月14日から施行する。